平成19年12月1日より 外来のおくすりはすべて 院外処方になりました

院外処方とは?

院外処方とは、病院が発行した薬の処方せんを、患者 さまご自身がお近くの保険薬局に直接持って行き、そこ で薬を受け取ることができるシステムです。

(大半の病院と同じシステムです)

院外処方せんを お渡しいたします 保険薬局へ、 処方せんを持参してください 保険薬局で、 薬をお受け取りください









すべての科において院外処方となります。皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

院外処方せんについて

医薬分業を進める厚生労働省の方針の元、当院でも院外処方せんを発行しております。院外処方せんでは院外の保険調剤薬局からお薬を受け取ることになりますので、皆様がご自宅や勤務先の近くの保険調剤薬局を「かかりつけ薬局」としてお持ちになり、同薬局からお薬をお受け取りになることをお奨めします。

「かかりつけ薬局」では、患者様の服用されている全ての薬の記録(薬歴簿)が作られ、過去に副作用が現れた薬のチェック、他の病院・診療所からの薬や薬局で買われた薬との飲み合わせのチェックなど、安全性のチェックを行います。さらに、薬の内容や使用時の注意など、十分な説明を行うことになっています。

なお、院外処方せんの有効期限は、交付日を含めて「4日間(休日を含む)」です。

「かかりつけ薬局」では、皆様の負担額が若干増えることがありますが、医薬分業が、薬による 副作用の防止、薬の適正使用を推進する制度であることをご理解くださるようお願いいたします。 院外処方せんを取り扱っている江戸川区内の薬局のリストは江戸川区薬剤師会のホームページ でご確認いただけます。